

# 香川高等専門学校入学者選抜判定会議規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校入学者選抜判定会議（以下「判定会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

**第 2 条** 判定会議は、入学者選抜の合否判定に関する事項を審議する。

(組織)

**第 3 条** 判定会議は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 各学科長
- 五 事務部長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 専攻科入学者選抜においては、他に専攻科長及び専攻長を加えるものとする。

(運営)

**第 4 条** 判定会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(会議)

**第 5 条** 判定会議は、次の各号に掲げる選抜の実施時に開催する。

- 一 入学者選抜
- 二 編入学者選抜
- 三 専攻科入学者選抜

(事務)

**第 6 条** 判定会議に関する事務は、学務課入試係において処理する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、入学者選抜に係る判定会議における第 3 条第四号に掲げる「各学科長」とは、香川高等専門学校内部組織規則第 11 条第 1 項に定める「学科

長等」をいう。

- 3 この規程の施行後、平成 24 年 3 月 31 日までは、編入学者選抜に係る判定会議における第 3 条第四号に掲げる「各学科長」とは、旧高松工業高等専門学校内部組織規則第 9 条第 1 項に定める「学科長」及び旧詫間電波工業高等専門学校内部組織規程第 6 条第 1 項に定める「学科長等」をいう。
- 4 この規程の施行後、平成 26 年 3 月 31 日までは、専攻科入学者選抜に係る判定会議における第 3 条第四号に掲げる「各学科長」とは、旧高松工業高等専門学校内部組織規則第 9 条第 1 項に定める「学科長」及び旧詫間電波工業高等専門学校内部組織規程第 6 条第 1 項に定める「学科長等」をいう。